

掲示期間 12.26~1.4

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月 26日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第79号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項の表を次のように改める。

| 組織       | 担当課長                 | 所掌事務                   |
|----------|----------------------|------------------------|
| 総務部行政経営課 | コンプライアンス推進担当課長       | 法令遵守体制の推進に関する事項        |
| 環境部環境政策課 | 世界湿地都市ネットワーク市長会議担当課長 | 世界湿地都市ネットワーク市長会議に関する事項 |

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。